

犬山市議会第79号議案

犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、地方公共団体情報システムの標準化等に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長が教育委員会に対し特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するとき、及び教育委員会が市長に対し特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長が当該利用特定個人情報を提供するとき」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が教育委員会に対し特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するとき、及び教育委員会が市長に対し特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長が当該利用特定個人情報を提供するとき。
- (2) 別表第3の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

別表第1に次のように加える。

7 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に關
------	--

	する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中

犬山市子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
	障害者医療関係情報であって規則で定めるもの
	母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの
犬山市障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
	心身障害者関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療関係情報であって規則で定めるもの
犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの

	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療関係情報であって規則で定めるもの
	障害者医療関係情報であって規則で定めるもの
犬山市精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健及び精神障害者福祉関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療関係情報であって規則で定めるもの
	障害者医療関係情報であって規則で定めるもの
	母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者福祉医療関係情報であって規則で定めるもの
犬山市後期高齢者	地方税関係情報であって規則で定

<p>福祉医療費支給規則による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉関係情報であって規則で定めるもの 戦傷病者関係情報であって規則で定めるもの 介護保険関係情報であって規則で定めるもの 高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの 障害者医療関係情報であって規則で定めるもの 母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの 精神障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

であって規則で定める

」

を

「

犬山市子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
障害者医療関係情報であって規則で定めるもの	障害者医療関係情報であって規則で定めるもの
母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの	母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
犬山市障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
医療保険関係情報であって規則で定めるもの	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
心身障害者関係情報であって規則で定めるもの	心身障害者関係情報であって規則で定めるもの
高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの	高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
子ども医療関係情報であって規則で定めるもの	子ども医療関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で

	定めるもの
犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療関係情報であって規則で定めるもの
	障害者医療関係情報であって規則で定めるもの
	戸籍関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
犬山市精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険関係情報であって規則で定めるもの
	精神保健及び精神障害者福祉関係情報であって規則で定めるもの

	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療関係情報であって規則で定めるもの
	障害者医療関係情報であって規則で定めるもの
	母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの
	後期高齢者福祉医療関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
犬山市後期高齢者 福祉医療費支給規 則による医療費の 支給に関する事務 であって規則で定 めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付関係情報 であって規則で定めるもの
	精神保健及び精神障害者福祉関係 情報であって規則で定めるもの
	戦傷病者関係情報であって規則で定 めるもの
	介護保険関係情報であって規則で定 めるもの
	高齢者医療関係情報であって規則 で定めるもの
	障害者医療関係情報であって規則 で定めるもの
	母子父子家庭医療関係情報であつ

	て規則で定めるもの
	精神障害者医療関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同表に次のように加える。

7 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サ	住登外者宛名情報であって規則で定

	サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	めるもの
9 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	する事務であって規則で定めるもの	めるもの
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
16 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
17 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
19 市長	児童福祉法による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
20 教育委員会	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）による学齢簿の編製に関する事務であって規則で定	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	めるもの	
21 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による経済的理由によつて、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）												
<p>（提供範囲）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。</p>	<p>（提供範囲）</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>市長が教育委員会に対し特定個人番号利用事務を処理するため</u>に必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するとき、及び教育委員会が市長に対し特定個人番号利用事務を処理するため必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、<u>市長が当該利用特定個人情報を提供するとき</u>とする。</p>												
<p>(1) <u>市長が教育委員会に対し特定個人番号利用事務を処理するため必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するとき、及び教育委員会が市長に対し特定個人番号利用事務を処理するため必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長が当該利用特定個人情報を提供するとき。</u></p> <p>(2) <u>別表第3の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するため必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。</u></p>													
2 略	2 略												
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>7 市長</td><td><u>市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> <tr> <td>8 教育委員会</td><td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	（略）	（略）	7 市長	<u>市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	8 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	（略）	（略）
機関	事務												
（略）	（略）												
7 市長	<u>市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>												
8 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>												
機関	事務												
（略）	（略）												
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）												

新（改正後）			旧（改正前）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	犬山市子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの</u>	1 市長	犬山市子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの</u>
2 市長	犬山市障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>心身障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>子ども医療関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	2 市長	犬山市障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>心身障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>子ども医療関係情報であって規則で定めるもの</u>
3 市長	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</u>	3 市長	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</u>

新（改正後）		旧（改正前）	
	<p><u>めるもの</u></p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>子ども医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>戸籍関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>		<p><u>めるもの</u></p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>子ども医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>犬山市精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>子ども医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者福祉医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>	4 市長	<p>犬山市精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>子ども医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>後期高齢者福祉医療関係情報であって規則で定めるもの</p>

新（改正後）		旧（改正前）
5 市長	<p><u>めるもの</u></p> <p><u>犬山市後期高齢者福祉医療費支給規則による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>精神保健及び精神障害者福祉関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>戦傷病者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>介護保険関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>精神障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>精神保健及び精神障害者福祉関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>戦傷病者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>介護保険関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>母子父子家庭医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>精神障害者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
6 市長	<p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>

新（改正後）			旧（改正前）		
	もの			もの	
7 市長	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			
8 市長	<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			
9 市長	<u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>			

新（改正後）		旧（改正前）
10 市長	<u>定めるもの</u> <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>
11 市長	<u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>
12 市長	<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>
13 市長	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>
14 市長	<u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>
15 市	<u>高齢者の医療の確保に</u>	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定</u>

新（改正後）			旧（改正前）
長	<u>関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>めるもの</u>	
16 市長	<u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	
17 市長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	
18 市長	<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	
19 市長	<u>児童福祉法による放課後児童健全育成事業の</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	

新（改正後）			旧（改正前）
	<u>実施に関する事務であつて規則で定めるもの</u>		
20 教育委員会	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）による学齢簿の編製に関する事務であつて規則で定めるもの	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>	
21 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による経済的理由によつて、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>	

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>
2 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの</u>